

平成 17 年度 第 3 回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 18 年 (2 0 0 6 年) 3 月 2 8 日 (火) 9 : 3 4 ~ 1 1 : 1 5

2 場 所 長野県庁 西庁舎 1 1 1 号会議室 (長野市)

3 内 容 議事

- (1) (仮称) 木曾川右岸道路 (南部ルート) 建設事業に関する環境影響評価準備書
について
- (2) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫
大 塚 孝 一
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝
亀 山 章 (委員長)
陸 齊
佐 倉 保 夫
塩 田 正 純
富 樫 均
中 村 浩 志
野 見 山 哲 生
花 里 孝 幸 (委員長職務代理者)

5 欠席委員

佐 藤 利 幸

平成 1 8 年 5 月 2 4 日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

____ 亀 山 章 _____ 印

1 開 会

事務局（長野県生活環境部環境自然保護課 白井）

本日は、お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成17年度第3回長野県環境影響評価技術委員会の会議を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境自然保護課の白井厚隆です。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に御報告申し上げます。本委員会の委員として御委嘱申し上げておりました今井信五様におかれましては、お仕事等の都合により、去る3月9日付けをもって辞任されました。これにより、本委員会の委員数は現在13名となっております。

続きまして本日の欠席委員の御報告を申し上げます。佐藤委員が都合により御欠席という御報告をいただいております。また、中村委員につきましては、御報告いただいておりますので、若干遅れているものと思われまふ。本委員会の委員13名に対しまして現在出席者11名ということで、過半数の委員の御出席がありますので、条例第37条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、念のため申し上げますが、この委員会は公開で行われ会議録も公表されます。会議録が作成されるまでの間は音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おき願います。

したがいまして、ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力いただくため、発言の前にその都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、委員長が議長となることとなっておりますので、亀山委員長にひとことごあいさつをいただき、続けて議事の進行をお願いいたします。

2 議 事

（1）（仮称）木曾川右岸道路（南部ルート）建設事業に関する環境影響評価準備書について

亀山委員長

おはようございます。本日は朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。木曾川右岸道路の案件でございますが、本日で3回目となりますので、出来れば今日、委員の皆さんの意見を集約するということまでいきたいと思ひますので御協力をよろしくお願いいたします。

早速始めさせていただきます。

はじめに、資料の確認と前回までの会議の整理につきまして、事務局から御説明いただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

事務局（長野県生活環境部環境自然保護課 宮尾）

環境自然保護課環境審査ユニットリーダーの宮尾徹でございます。

事務局から、前回までの会議の開催状況と、本日本配りしております資料の簡単な説明などをさせていただきます。

まず会議の状況ですが、12月2日に木曾で開催されました第1回の会議では、木曾川右岸道路準備書について、事業者から事業計画及び環境影響評価の調査、予測結果について概略を説明いただき、

委員の皆様方から御意見、御質問をいただきました。また、木曾郡上松町、大桑村及び南木曾町において事業予定地域を実際に確認いただきました。

次に、1月27日にこの会議室で開催されました第2回の会議では、同じく準備書について、第1回会議でいただいた御意見、御質問、それから住民の皆様方及び関係機関から提出されました意見に対する見解を事業者から説明をいただき、さらに御審議を深めていただきました。

各委員のお手元には、前回の会議録をお配りしてございます。過日、出席委員及び発言者に内容の確認をしていただき、委員長に最終確認をしていただいたものでございます。

本日の会議資料でございますが、資料の1-1から1-6は、前回の会議でいただきました御意見、御質問等についての事業者の対応とその関連資料でございます。

それから資料の2につきましては、関係市町村長から提出されました意見及び事業者の見解についてでございます。この資料の2につきましては、あくまでも参考として配付させていただいてございますが、事業者の見解につきまして、環境の保全の見地から、技術委員会の御意見を是非賜ればと思っております。

資料の3でございますが、本委員会会議での各委員の皆様の「発言要旨」とそれに基づいた「技術委員会意見及び指摘事項(案)」等を「意見集約表」としてまとめたものでございます。現在はまだ暫定版でございますが、本日の御審議の内容も含めまして整理をしていきますので、「技術委員会意見及び指摘事項」の取りまとめに御活用いただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

亀山委員長

ありがとうございました。

それでは事業者から、前回の会議でいただいた意見、質問に対する対応について、資料1の御説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

コンサルタント会社 (アジア航測 中村)

アジア航測の中村と申します。どうぞよろしく願いいたします。ちょっと中身が長いものですから座って説明させていただきます。よろしく願いします。

まずあの資料の1-1とですね、もう1つカラーでA4縦の関連資料ということですね、資料1-2-1。この2つを見比べながら御説明させていただきます。順番としましては準備書の方に記載してまず項目にしたがいで、「大気質」からですね、順番はいただいております。左側の方に「環境要素等」、「意見、質問及び指摘事項」ということで前回各先生方からいただいた指摘事項とその右に私どもの「事業者の回答、今後の対応・予定」ということと、「関連資料」を右端に記載してござます。

それでは、まず番号1番目の「大気質」から御説明いたします。前回の委員の意見、指摘事項につきましてでございますが、一応資料の1-2-1の図面も並べてご覧いただきたいと思っておりますけれども。予測地点のNo.5、これにつきましては、ご覧のようにトンネルの坑口とトンネルの坑口に挟まれた場所ということでございます。ちなみに断っておきますけれども、図面の関係上大きな赤丸がござますけれども、本委員会の主旨とはちょっと違いますので、これは無視していただきたいと思っております。まず予測地点のNo.5につきましてですが、トンネルの川上側の坑口の直近であると。

ここでいいますと、図でいいますと左側の方の赤線で引いてあるところでございますが、その直近でトンネル掘削工事を行うということで、同時に隣のトンネルの川下側にも近い地点があると、その右側のトンネル坑口の方でございます。川下側から掘る保全対策にしますと、準備書の方には記載してございますけれども、同様に右側の方のトンネル坑口、これが発生源に設定されてここから出てくる大気汚染物質、それがむしろ影響するのではないかといった御指摘だったかと思えます。No. 8の地点についても同様な状況でございます。

私どもの回答でございます。予測地点No. 5の周辺状況をですね資料の図面にお示しいたしました。こういったロケーションになってございます。当初はですね、トンネル区間につきましては全て上流側から掘削すると、準備書の中ではそういう想定で予測・評価を行っておりました。今回のNo. 5につきましても、いわゆるこの図面でいきますと、川下側のトンネル坑口にトンネルの発破・掘削を設定して予測しました。そうしますと、ご覧のように、ちょうど右上あたりに黄色く四角で囲ってございますが、保全対象施設がかなり近傍に存在すると、概ねその20m程度でございます。ということでこの濃度が高くなった。二酸化窒素につきましても浮遊物質についても同様な状況でございますが、実際には数値としては0.02362ppmと。評価参考値というのもですね環境基準とは別に設定して評価してございますが、評価参考値、NO₂（二酸化窒素）でいいますと寄与が0.004ppm以下というものを設定しておりますので、そうしますと5倍強ですか、濃度が上がりますよと、ということがありましてですね、工事計画を見直して保全対策を設定したという経緯があります。実際、この反対の下流部から掘削する保全対策、つまり図面でいいますとトンネル坑口の右側のほうですね。そこに設定してやりますとどうなるかということが前回の御指摘だったわけですが、実際、再予測を準備書の中では行っておまして、対象の工種ユニットとしては、対策前、明かり部、この間に百数十メートル明かり部がございまして、明かり部につきましては土砂掘削、法面整形、路体路床盛土、硬岩掘削及びトンネル発破掘削としておまして、対策後につきましてもですね、工種につきましては同様でございます。ただし違うのがトンネル発破掘削、さきほどからお話しましたように、当初、位置でいえば左側に置いてあったものを右側に置いて再予測をし直しましたと。ということで結果としましてはですね、当初は0.02362ppmと高濃度であったものが、対策後につきましてもその数分の1、0.00189ppmと低減される結果になりましたということで、保全対策、上流部から掘削する予定のものを下流から掘削することによって大幅に濃度が低減される結果になったということでございます。

あの、参考としまして、次のページにですね、当該地域の風況はどうかということで、現況調査で2地点で春夏秋冬それぞれ1ヶ月間ずつ、4ヶ月に渡ってですね、風向風速の調査を実施してございますけれども、おおむね年間を通じて木曾川に沿った北東-南西ですか、の風が卓越しております。風配図を示してございますけれども、比較的というか、やや南西からの風が強いということで、つまり川下から川上に吹く風が、やや強く、“やや”といいましても頻度でいきますと5パーセントとかですね、そのくらいの差でございますけれども、ということもございまして、今回準備書に記載させていただきました保全対策につきましては妥当なものであろうというふうに私ども考えております。

続きまして、次のページをご覧くださいまして、2つ目でございます。2つ目も「大気質」の意見、質問等でございますけれども、これにつきまして関連資料としましては、資料の1-2-2をご覧くださいいただきたいと思いますが、「予測地点No. 8のD案のトンネルについて、木曾川上流側からの掘進を下流側から掘進することで大気汚染濃度を低減する予測結果となっているが、」...これもさきほどと同じようなことなんです...「下流側のトンネル坑口付近の人家の有無を明確にしないと保全対策

の効果を判定できない。」ということで確認いたしました。確認した結果ですね、図面にも示してございますけれども、この図面でトンネル坑口、左下と左上と一応トンネル坑口ございますけれども、保全対策としてはの左上（トンネル下流側）のトンネル坑口に発生源を設定するというにしておりますが、実際には人家等の保全対象は現地も確認いたしましたけれどもございませぬ。ただこの南東側約200mのところレクレーション施設がございませぬけれども、200m程離れているということで影響もほとんどないと結論づけてございませぬ。

3番目でございませぬ。これも「大気質」でございませぬが、「評価について、『環境基準を下回っているんで影響は小さい』というスタンスではなく、環境基準を下回っていても保全対象に配慮したものとすべきであり、その表記については注意を払って欲しい」といった御指摘でございませぬ。まさに御指摘のとおりだと思っております。ご存じのとおり、アセス法が平成11年に全面施行されましたけれども、県の条例もそれにしたがって改正されたと思っておりますが、従来以上にですね、事業者に対して強く求められている姿勢というのは環境基準クリア型一本ではなくてですね、クリアするのは当然だと。それ以外にもっと事業者として可能な範囲内で低減方策を考えなさいと、といったような指導というか、そういうことになっていると私ども認識しております。準備書の中では、そういう主旨、考え方でですね記載したつもりでございませぬが、例えば、工事中の重機等の稼働による影響につきましては、実際の事業計画の場所がですね、清澄で静謐な環境も含まれるという地域における事業でありますので、「寄与濃度」の概念に基づいて評価参考値を設定して評価しております。寄与濃度と申しますのは、ここで申すまでもございませぬが、“環境基準まで大丈夫よ”という話ではなくてですね、実際に現在の環境、大気（汚染物質）の濃度が低ければですね、それから後、どのくらい、何パーセントくらい上乗せになるのか、その上乗せ部分を少しでも削りなさいよ。というようなひとつの考え方、概念というところちょっと大げさかもしれませんが、それが寄与濃度だと思っておりますので、それを評価参考値として評価してございませぬ。工事中の車両の運行につきましても、先日の委員会のなかでも先生からも御指摘ありましたが、実際、この事業で発生する排出量・濃度、それをバックグラウンドに重合して予測結果を出してるわけですけども、実際の測定の場合、現状の国道19号の沿道で測定している結果であるということで、ある意味環境面での安全側という数値を採用しているということができると思っております。供用時におけます自動車走行による影響につきましても同様な考え方でございませぬ。ですから、評価書の中ではこれらの記述というのは強調することととも、実際に前提条件を担保できるのかといったような話もございませぬので、予測・評価の前提条件を担保するために主として幹線道路を走行する自動車の運転者に対してですね、事業者単独では限界もございませぬので、関係機関、公安、自治体等と連携しまして当然法定速度の遵守でありますとか、無駄なアイドリングを行わないといったような実質的な実効的な対策を講じていくといった旨の記載を評価書の中で追加記載したいと思っております。

4番目でございませぬ。4番目も「大気質」でございませぬ。供用後の濃度について、「現状の国道19号の近傍で計測した実測値をバックグラウンド濃度として足し算することは、かなり過大評価側の計算をしていることになる。安全側の予測値であることを地域住民の方々が十分納得できるように説明しなさい」といったことで、御指摘のとおりでございませぬが、前段で御説明したことに重複しますので一部割愛させていただきますけれども、実際に、その予測・評価の結果というのは影響の過大評価、予測評価の環境への安全側ということ、評価書に記載することと同時に、今後地域住民の方々に同様の説明をする機会がある場合には、これらのことを十分に説明していきたいというふうに思っております。

5 番目でございます。「騒音、景観他」。「防音柵等に植物を植えるとか、本物の植物を使用するといった工法の検討をお願いしたい。」ということでございます。ご存じのとおり、工事中の防音柵の設置ということでございますので、恒久的に設置するというものではございませんで、工事期間中の短期間の仮囲いという位置付けで設置するものでございます。したがって、最終的に供用時の沿道の緑化とはちょっと趣を異にしておりますので、樹木を直に植栽することは活着に時間がかかるですとか、スペースの問題等々、制約条件もあろうかと思えます。したがって、地域住民の方々の意見を聞きつつですね、例えばプランターなどを用いたスポット的な植物の利用など実際に出来るだろうといったような工夫をしていきたいというふうに考えております。

亀山委員長

事業者にお願いですが、今日は、議論することがたくさんございますので、この資料を読み上げる程度にして、前後にいろいろ付け足したりしないようにしていただきたいと思いますが...

コンサルタント会社（アジア航測 中村）

わかりました。

では6 番目でございます。「騒音、振動他」ということでございます。「G 案の終点側のトンネル坑口の近くに特別養護老人ホーム『木曾あすなろ荘』があるが、坑口との位置関係から『入居されている方に全く影響ない』と言えるのか確認が必要である。」ということでございます。これにつきまして、関連資料の1 - 2 - 3に位置関係を示してございます。G 案の一番川下側の、終点側のトンネル坑口付近の特別養護老人ホームの位置は図に示しているとおりでございますが、坑口から十分距離が離れております。実際にトンネルの坑口から直線距離でいいますと約310m、デイサービスセンターまでも約210mでございます。事業計画で路線を書いておりますけども、この付近では、トンネル坑口に比べまして、明かり部の方が近いところを通過するため、工事中の切土工（掘削及びのり面整形工）による影響予測を行ってございます。その結果、二酸化窒素の寄与濃度は0.00127ppm となりまして、評価参考値の0.004ppm を大きく下回っておりますので、影響は小さいものと評価いたしました。

なお、トンネル工事を含む予測地点のうち、あすなろ荘付近と同じG 案で上流側の坑口から500m 程度離れているNo. 11での二酸化窒素の寄与濃度は0.0008ppm であり、評価参考値の0.004ppm と比較して約1/5 と十分に低い濃度となっております。距離的には「木曾あすなろ荘」の方が坑口からやや近いとはいえ、風況も考慮すると影響は軽微であると評価しました。

次のページ、7 番目でございます。「低周波音」でございますが、指摘事項は「物的影響と心身的影響についての見解は？」ということと、「発破音の130dB は、再検討の余地あり。例えば90dB とした場合、切羽面での音圧がどのくらいの値になるのか『逆計算』して、とても無理であれば、防音壁（2重とか3重とか）により...ということでしょう。その扉も音響学的計算をすること。そうすれば、適正な位置に配置することが可能である」という、御指摘・御指導でございます。

見解といたしましては、まず、物的影響についてでございます。この資料の1 - 3のところに関連資料を3 ページばかり添付してございます。物的影響につきましては、家具のがたつき開始閾値（実験値）と対策後の目標水準が提案されてございまして、一般的に発破による低周波音は20Hz 以下の成分が多いということ踏まえて、「概ね70dB 前後」という表現で評価の指標としたいと考えております。

心理的影響についてでございますが、心理的影響につきましては御指摘のとおり評価方法が確立されていないため、G特性音圧レベルでの評価（ISO 7196-1995）及び国内での議論等を参考に9.2.d.B（G）を評価の目安にしたいと考えております。

本環境影響評価の予測では、切羽面まで遡る「逆計算」可能な式での予測ではございませんが、保全対策としての防音扉の設置による効果を含んだ予測結果を示してございます。上記の指標等を参考にして評価を行うことといたしまして、いずれにしても予測の不確実性が高く、実際に発生した場合に、感覚として不快や不安の原因ともなる要素であることを考慮しまして、工事を開始する前には、地域住民に説明を行って理解を得るとともに、苦情対応窓口の周知を図ってまいります。保全対策としまして、防音扉の設置のほかに、第2回の委員会で示したとおり、機械掘削工法を採用する、あるいは作業時間帯及び作業工程の設定などの対策も加えて検討したいと考えております。またA案とD案のトンネル工事につきましては、準備書（p6-1）に示してございますが、低周波音のモニタリング調査を継続的に実施して、データを収集してまいります。

8番目でございます。「悪臭」についてでございます。「臭気濃度と臭気指数の用語を混用せずに、どちらか一方に統一した方が良い。」ということでございます。回答といたしましては、近年は物理量と感覚に相関の高いと言われている臭気指数を尺度にしている事例が多いと考えられますので、評価書では「臭気指数」に統一させていただきます。

9番目も「悪臭」でございます。「悪臭は、かなり瞬間的なものであっても苦情の対象になる性質の環境要素であるため、臭気指数10程度の臭いであっても、『気候条件により影響が出る可能性があり、だからこういう保全対策をする』という記述にさせていただく方がより現実的ではないか。」一応、事業者の回答案としましては、文章記述については、御指摘の主旨に沿って配慮をしたいと考えております。ただし、瞬間的に発生する低濃度（臭気指数10程度）の臭気につきましては、気象条件の変化などの突発的な問題もありますので保全対策で完全に影響をなくすことは困難だと思われまます。したがって前回の委員会でも回答させていただきましたけれども、保全対策と併せて周辺住民への工事に関する説明を行う際の事前周知の徹底を図り、理解をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

10番目、「水質」でございます。「大桑村の埋め立て処分場跡地の配置を、可能な範囲で既存の情報を収集し提出していただきたい」ということでございます。この関連資料としましては資料1-4-1に図面、それ以降に計量証明書、実際の分析結果を記載してございます。大桑村の埋め立て処分場の位置と対象路線との位置関係は資料（1-4-1）に示すとおりでございます。対象路線から概ね20m離れております。そのため、対象路線とは重ならないため、事業による直接影響はないものと考えております。

11番目につきましても「水質」に関連したものでございます。「大桑村の埋め立て処分場跡地周辺で地下水調査等の既存データがあれば、その情報を収集し、工事前と工事後の状況を調べることで全体の変化に利用できる。」ということで、先ほどの計量証明書と書いた資料でございますが、大桑村の埋め立て処分場付近ではボーリング、地下水調査等を行っておりませんので既存データはございません。ただ、本事業の実施の際に近接してボーリング調査を行う必要が生じた場合には、地下水の分析等を行うことを検討します。なお、当該処分場の木曾川本川方向については、大桑村により定期的な水質分析（資料1-4-2参照）を行っておりまして、その結果によりますと有害物質の漏出等は認められておりません。

12番目は「水象」でございます。「樹木伐採後の状態による地下水への影響の出る場所はほとん

どないものと思われるが、モニタリングなど水象に対する配慮を十分にやっていただきたい。」といったことにつきまして、地下水については、工事実施前に詳細な地質調査を行うこととしております。施工に当たりましては、谷部の埋立盛土・橋梁等道路構造物によって地下水を含む水の流れが遮断されることのないよう十分配慮したいと考えております。

次、6ページ目の13番目でございます。「地形・地質」でございます。「計画路線沿いの模式的な地質縦断面図の作成をお願いしたい。」ということでございます。これにつきましては、資料の1-5にサンプルとして図面をお示ししてございます。計画路線直下の地質は、概略の調査を行った結果がございしますが、長い路線ですので、路線全体を1枚の図面として模式的に描いた地質縦断面図をお示しすることは難しい状況です。枚数は多くなりますが、地質の概略調査結果による縦断地質図をサンプルでお示しします。実際の事業推進に当たっては、土地の安定性、落石・崩壊等に十分配慮した手法で施工を行っていきたいと考えております。

14番目の「植物」でございます。「アイナエについて、再び長野県内で絶滅しないためにも水環境等の改変につながらないような形を考慮し、十分な保全対策をお願いしたい。」といった意見・指摘でございます。これにつきましては、調査の結果確認されたアイナエの生育地は、計画路線（現況のスギ林内を通過）から約40m程度離れた水田（棚田）の畦にございます。工事による間接的影響として考えられる移入種の侵入を防止するために植栽、種子の吹きつけ等を行う際の在来種の使用、供用後の凍結防止剤の必要最低限の使用等を考えております。なお、個体そのものの生育状況及び生育地の状況につきましては、準備書（p6-7）にも示しておりますけれども、着工前から定期的にモニタリングを実施する方針にしております。

15番目、「生態系」でございます。「モモジロコウモリの保全対策について、代替となるねぐらを創出するために新しい構造物を活用した成功例などの事例を収集し、紹介してもらいたい。」という御要望でございます。これにつきましては、モモジロコウモリは洞穴性の種であることから、秋田県の森吉山ダムで旧発電所の導水トンネルを利用した保全対策や、北海道においてカルバート内や道路用地周辺に設置したコウモリ用巣箱を利用した例などが知られてございます。これにつきましては資料の1-6、資料の最後のページでございますが、概略を、事例を掲載してございます。

16番目も「生態系」でございます。「猛禽類のモニタリングについて、事前に議論できる体制を整えてもらいたい。」という御要望でございます。事業者の回答といたしまして、県内の類似道路事業（別区間）の施工にあたっては、クマタカの生息への影響低減について、学識経験者の助言を得ながら慎重に進めております。本事業におきましても、同様に学識経験者のアドバイスを得ながら施工を行うとともに、モニタリングを行っていきたいというふうに考えております。

最後、17番目の「温室効果ガス」でございます。「第2回会議の資料3の52番目の項目の回答について、カーボンニュートラルという京都議定書の考え方は、全世界的に長期的スパンで考えた場合の話であるため、『日本では木材の大量消費が行われており、短期的スパンで見れば必ずしもカーボンニュートラルとは言い切れないため、予測評価の計算を実施している』というような扱いにすることが望ましい。」ということでございます。これにつきましては、御指摘のとおりと思いますので、この主旨に沿いまして、温室効果ガスの中で木材の燃焼を項目として設定した理由について、評価書において（準備書 p4.17-1の）「予測の内容と考え方」の部分に加えたいと考えております。

ざっと御説明いたしました。以上でございます。

亀山委員長

ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等がございましたらよろしくお願いたします。

はい、どうぞ。

花里委員

花里です。14番のことにに関してなんですけれども、いろいろ工事で裸地化したところに種子などの吹き付けというのは、今まで多くやられていたと思います。ここでは在来種を使用するという事なんですが、ちょっとお伺いしたいことは、在来種の中にもいろんな種類があって、いろいろ選択することは出来るような状況なんでしょうか。

コンサルタント会社（アジア航測 小栗）

アジア航測の小栗と申します。まだ種の方は細かく選定をしていないのですが、当然現場の植物調査結果をもとにした、優占種ですとか、埋土種子のような考えをもとにですね、現場に合ったものでかつ同じ種類でかつ現場から得られる材料なんかを使用していきたいと考えております。詳細については今後の検討となります。

花里委員

はい、わかりました。在来種といってもですね、国内といってもだいぶ地域が違っているところだとか、それから、このアイナエを保護するとすると、畦に生えているとすると、畦に生えやすいような在来種をそこに吹き付けるのもあまり好ましくないと思いますので、その辺は慎重に考えていただければと思います。

亀山委員長

その他、なにかございますでしょうか。

塩田委員

塩田です。6番ですけど、事業者の回答は大気汚染だけの回答になっていますが、環境要素の騒音、振動が入っていません。これについての見解はいかがですか。

コンサルタント会社（アジア航測 中村）

アジア航測の中村でございます。前回の事業者さんの指摘は主として大気質についてというふうに私も受け取ったものですから、大気についてですね御回答申し上げたんですけども、騒音・振動につきましても当然調査はしてございますので、調査結果は要約書の方にあると思いますけれども、特段の、いわゆる環境基準を下回るという結果になっているということで、大気だけについて記載してしまいましたので、若干不十分だったかと思えます。

塩田委員

わかりました。

亀山委員長

その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

富樫委員

富樫です。13番の地形地質の地質縦断図の作成の件ですけども、ここに例として資料1-5に出していただいているのは、縦断図そのものですね。こちらから希望したのは模式的な地質縦断図ということで、この準備書なり評価書なりを見る一般の方々がこのルートがどういう地質のところを通るのかというイメージが湧くようにしてほしいという希望です。当然、2500分の1の縮尺で全ルートを掲載すれば、それは非常にたくさんになるんですけど、横縮尺は5万でもいいわけです。縦横比をいくらでも変えてですね、収まるようなかたちで、ルート沿いにどんな地質がでてくるのかというのが、誰が見てもわかるというようなかたちに是非していただきたいということです。

亀山委員長

これは、後で資料として追加していただくというような対応にさせていただきます…

コンサルタント会社（アジア航測 中村）

ちょっとよろしいでしょうか。アジア航測の中村です。

先生の御指摘の御主旨よくわかりましてですね。実際にはその縦横比を変えて概ねの概略の地質縦断図を作成するという作業が実は進みつつあります。平成14年度に本事業で地質調査をやってございましてね、ただし最終的にルートの候補として、F案でしたか、最終的に（F案に）決まったところについては実は無いんですが、それ以外のルートにつきましては詳細な縦断面図がございますので、その資料につきましては評価書の中では添付出来ると思っております。

富樫委員

お願いします。

亀山委員長

はい、片谷委員さん。

片谷委員

片谷でございます。わたくしがお願いしました7項目について詳細に御回答いただきましたのですが、全体として御回答の内容は妥当なものであるというふうに考えております。若干念押し的な発言になりますけれども、評価の記載に関してですね、やはりこういう評価書というのは、いわば地域の住民の方に対する説明ということが最大の目的だと思いますので、是非ここに書かれているような“いかに影響を小さくするのか”ということを常に最優先にしたような記載というのを全体を通して徹底していただきたいというふうに思いますので、重複になりますけれども再度お願いしておきたいと思えます。

亀山委員長

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

塩田委員

塩田ですが、低周波音については、先ほど事業者の方からも、不確実性が高いと、これは事業者だけじゃなくて研究者の立場から言ってもまったくそのとおりです。こういうなかで、非常に前向きに対応していただいているということを感じておりますので、是非、実際に(工事が)始まったときにですね、このような考えに基づいてやっていただきたいと思います。資料の1-2-1のトンネルと家屋の距離を見ますと、これ発破をかければ、例えばこの周辺の人達が今まで聞いたことのないような音とか、振動とか、聞いたり、感じたりすることになりますので、いわゆるビックリしたりすることになります。そのビックリがボタンの掛け違いでいろんな方向にいつてしまうということにもなりかねませんので、是非ですね、住民説明会の時にハッキリとわからないことについては「わからない」と、そのような問題が起きた段階ではどのように対処するかを、是非明確に答えていただいて、実施して頂きたいと思ます。

亀山委員長

ありがとうございました。では、その他...

コンサルタント会社 (アジア航測 中村)

すいません、ちょっとよろしいでしょうか。アジア航測の中村でございます。

塩田先生のおっしゃるとおりなんです。騒音、振動ですとか悪臭についても同様だと思いますけれども、住民のアンケート等をですね、やりますと、住民が不安あるいは不満を感じるのはどこでどんな発生源でそういう現象が起こっているかわからないというのがやっぱり一番の不安材料、あるいは不満になる、あるいは苦情になるという話はよく聞くことですので、事前にそういったことについては、事業計画の説明等を行ってですね、「いついつどこでやりますよ」といったようなそういった周知は十分に徹底していきたいというふうに考えてございます。

亀山委員長

ありがとうございました。

それでは、その他ございましたら後で再度御意見をいただくことにして、資料1に関しましては、以上で終わらせていただきます。次に、資料2に関しまして、「関係市町村長から提出された意見と事業者の見解について」でございますが、これにつきまして御説明をお願いいたします。

事業者 (木曽地方事務所林務課 山口)

木曽地方事務所林務課の山口です。

資料2について御説明します。関係市町村長からいただいた意見はですね、2市町からありました。南木曽町と中津川市からありました。上松町と大桑村については「意見なし」との回答でありました。

一番上の南木曽町からの御意見ですが、南木曽町としては、田立ブロックのF案ルートとG案ルートとの比較について次のとおり考えます。F案ルートは、旧国道が設置されていたところであり、落石や倒木等の事故が発生しやすいために右岸側に付け替えられた経過があります。F案を選択した場合は、危険防止のための対策が必要となり地形地質や動植物への影響が懸念され、さらに工法は洞門トンネルとなることが予想され、開通後の車の反響音により右岸の動物にも影響が出るのが予想されま

す。また、F案ルート側には、賤母山の原生林があり、学術参考保護林の林木遺伝子保護林と遺伝子植物群落保護林として希少動植物を保護してきている場所であるため、できる限り動植物への影響を避けることが望ましいと考えます。以上のことから、田立ブロックのルート選定にあたっては、ほとんどをトンネルで施工する予定のG案を選定するとともに、保全対策を実施し、環境への影響を抑えた道路建設をお願いします。」という御意見でした。

事業者としての見解は右にあるとおりです。「御意見のとおり、F案は、落石の危険を完全に防止することは困難と評価しています。また、賤母国有林が、学術参考保護林の林木遺伝子保護林と遺伝子植物群落保護林として希少動植物を保護してきている場所であることも認識しております。同様に、G案でも貴重種が確認されており、トンネル部分が多いものの、明かり部分の与える影響が大きく評価されているため、環境への影響を配慮する結果となりました。したがって、今後、路線選定の段階で、本環境影響評価の結果を十分に尊重しつつ、環境以外の要因、経済性、地域の方々のご意見等を勘案し、絞り込んでいく方針であります。」

次に中津川市です。中津川市に関しては御意見をいただくにあたって、中津川市から中部森林管理局木曽森林管理署南木曽支署に照会しています。で、意見としては南木曽支署の意見も同時にあげられてきてまして、意見番号2番から7番については中部森林管理局から出されてきた御意見です。

2番目は環境の保全の見地からの意見です。「G案については、木曽川並びに国道19号線（現道）より北部に位置することから、環境面への影響は少ないと考えます。」事業者の見解です。「G案は、貴重種が確認されており、トンネル部分が多いものの、明かり部分の与える影響が大きく評価されているため、環境への影響を配慮する結果となりました。そのため、貴重種等への影響を配慮し実施することとなります。」

3番、「その他指摘事項等」ということで、「（F案については、）賤母国有林内を通過、または旧国道を拡幅する場合には、売払いにより取得することとして頂きたい。」ということで、事業者の見解は「工事に係る敷地は、用地買収（取得）後に施工することとなります。」

番号がちょっと間違ってますけども4番目、記載されているものだと5番になってますけれど、環境の保全の見地からの意見ということで、「（F案で路線が通過する）賤母国有林内については、植物群落保護林、自然観察教育林、林木遺伝資源保存林に設定されている箇所もあり、学術的に希少な野生種の存在が確認されている。そのため、工事準備段階、ルート検討・決定に当たっては、希少野生種保護の面から慎重な判断をして頂きたい。」事業者の見解です。「希少野生種等の自然環境へ影響を与えることのないよう環境影響評価を実施したものであり、今後のルート検討・決定にあたっては希少野生種保護の面からも配慮するとともに、ルート決定後も評価書の保全対策を実施します。」

6番目です。「（F案については、）賤母国有林内を通る道路が供用開通後を想定し、道路の両側の危険木・落石処理について長野県側と協議を行った後、供用開始として頂きたい。」ということで、見解として「安全な道路通行を確保するために、危険木・落石処理は確実に行っていきます。」

7番目、その他指摘事項として「（F案については、）国有財産（立木・切取土砂持ち出し資材）は有償買取りになるため御理解願いたい。」ということでした。見解として、「有償買取りになる国有財産について、中部森林管理局木曽森林管理署南木曽支署と事前協議させていただきます。」

8番目、中津川市としては、「今回準備書で調査された内容について異議ありません。」ということでした。見解ですけども、「今後、評価書作成後、公告・縦覧され、複数路線案も調整されていきますので、ご意見、ご要望等がございましたら、いつでもお寄せ下さい。」ということでした。

「所轄事項についての意見」は、「用地は賤母国有林（農林水産省）、国道19号道路敷地（国土交

通省)内を通過することから、民有地の範囲外である。」ということで、こちらとしては「用地を管轄する所管と協議します。」

「その他指摘事項」として、「関西電力(株)山口ダム(南木曾地籍内)の送水路が左岸側に埋設されている。」ということで見解として、「送水路に影響しないよう事前に詳細な調査・測量を実施します」ということです。以上です。

亀山委員長

ありがとうございました。準備書についてのただいまの関係市町村長からの意見と事業者の見解につきまして、なにか御意見、御質問がございますでしょうか。

特段ございませんようでしたら、また何かありましたら後で御意見をいただくことにいたしまして、資料の1と2についての質疑は一旦終了させていただきます。

前回に引き続きまして、準備書についての御意見、御質問をいただいてさらに踏み込んだ議論をしていただきたいと思います。特に個々の環境要素の評価内容につきましては意見をたくさんいただきましたけれども、準備書の5-71、5-73(ページ)というのが総合的に評価をした一覧になっておりますが、これにつきまして比較した評価結果の妥当性等について御意見がございましたらいただきたいと思います。準備書の5-71(ページ)と、5-73(ページ)という折り込まれたA3の表がございまして、これがいままで御意見いただきましたことを踏まえた路線の比較評価結果ということになるかと思えます。

これにつきましては、それぞれの路線の比較評価結果ということで、一番左側に5-71で、「大気質」、「騒音」、「振動」といった環境要素がございまして、その次にA(案)、B(案)、C案がありまして、次の右の方にいってD案、E案、それからF案、G案ということで、そこに下に注が書いてございますように「各環境要素において影響が小さいと判断された」ことを示すのが が付けられてございます。

そして次のページの5-73(ページ)が、環境要素の「動物」、「生態系」、「景観」でございまして、一番下に総合評価ということで、A案、B案、C案がそれぞれ と 書いてございます。これは下に総合評価における注がございまして、『総合評価における と は、各環境要素の評価をもとに総合的に検討した結果、 は環境面からは採用することが望ましい案、 は他の要因も併せて採用を検討することが必要な案であることを示している』ということで、この総合評価がなされておるわけでございます。これにつきまして御意見をいただければと思います。

はい、どうぞ。

梅崎委員

梅崎でございます。全体的なまとめ方なんですけど、例えば一番最初の「大気質」は、A案~C案の部分で、全部に が付いていますけれども、例えば「地形地質」ですと、C案だけに が付いていて、その他の案に対して、例えばB案では中程度であるとの評価があります。すなわち、全ての項目について の表記しかありませんが、結果としてどれか最終案を選ぶ時に、その選んだものの中にどれだけマイナスの内容があったかということが大事じゃないかと思います。そういう意味では、 の他に とか×とかの項目も付けた方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

亀山委員長

特にマイナスの部分が何かということがハッキリ書かれていることが大事だと思います。必ずしも×を付けてくれというわけではなくて、内容的に見たときに、こういう点がマイナスになってますということをハッキリ書いていただくと、もしその案を、つまり で無い案を採用された時にはどういう環境対策をするかということになってきますので、そういうふうに出るだけしていただきたい、そういった意味だと思いますが。

事業者（木曽地方事務所林務課 山口）

木曽地方事務所林務課の山口です。

ここに記載して、複数で路線比較評価をしている内容については、個々に対しては予測・評価をして保全対策を採るということで、どちらかというマイナス要因は少ないというか、マイナス要因を取り除いて保全対策をしている結果ということですので、そのうえでそれぞれの案を評価してどちらがより良いかということで、 が付いてきたりしています。比較して同等程度でどちらも影響を与えることは少ないということで両方 が入っているルートもあるという結果になってます。

亀山委員長

それはわかるんですけども、なおかつ一般の方が見たときに、 が付いていない案が選ばれる可能性というのが常にあるわけですね。例えばA B C（各案）の時に、どれかの案に選ばれたときに、例えば「C案は振動について が付いて無いじゃないか」というような言い方をされることがあります。そのときにこういうところが問題なんだというようなことがわかるようにしていただいた方がいいんじゃないかという御意見だと思います。

事業者（木曽地方事務所林務課 山口）

わかりました。

亀山委員長

はい、どうぞ。

片谷委員

片谷でございます。今の梅崎先生の御意見の延長線上の話なんですけど、ここに とブランク（空欄）というかたちで表記されていますが、同じ であっても、かなり重みの違う がどうもあるように思います。特に環境要素の間での比較というのはかなり重要だと思うのですが、例えばわたくしの分野に近いところでいいますと、この案件に関しましては、大気質というのは例えば悪臭あたりに比べますとはるかにウエイトが高い要素であろうと思います。ですから、単純に の数を数えてしまうような評価方法をしますと、あまり重要性の高くない環境要素の の重みが過大に効きまして、正しい総合評価にならない危険性があるということがありますので、その点に十分注意してこの総合評価をする必要があらうということをご指摘させていただきたいと思っております。

亀山委員長

ひとつの考え方として、こういう総合評価というものはいらぬというか、要は個別に考えていただ

いて、いずれかの案を選んだ時にそれぞれに問題点がありかと思しますので、それについて対応をしていただくという考え方もあろうかと思します。こういうふうに の数をどうしても数えたいくなるような、こういうかたちで総合評価を出されたり、あるいは“ 3つ並んだ案のどれに が付いているか ”といった単純に比較したくなるような、そういう表現がそもそも必要かどうかということもあろうかと思うんですね、場合によってはこの総合評価は無しでもよいのではないかという意見もあろうかと思うんですけれども。

コンサルタント会社（アジア航測 中村）

アジア航測の中村でございます。

御指摘の内容はごもっともでして、ただここでは、例えば工事中と供用時と比べると、工事中はある意味一時的なものであり、供用時は恒久的なものであるということで、むしろ工事中はある程度インパクトが大きくてもですね、供用時でインパクトが少なければ少しランクを下げるとか、 を付けるとか、そういった一応判断はしているわけですが、先ほどお話がありましたように、そのなかでももうちょっと詳しく、段階というか、優・良・可・不可じゃありませんけども、段階を付けてはどうかと、あるいは「大気」と「悪臭」についてはこちらの方がより重要度が高いからというような、概念的にはわかるんですけども、それがその、突き進んでいきますと、定量的な話にまでいってしまうとですね、かなり収集がつかなくなってくる。「大気」については重みをいくらつけて、「悪臭」は重みをこのぐらいにするとか、そういった話もございますので、多分、最初からまとめていくのであれば定性的なまとめ方になる可能性があるかと思します。

亀山委員長

今のような御回答をいただくと、だんだんと、この準備書そのものになっていってしまって、一覧表にならなくなってくるんですね。そういう意味では一覧表を作ること自体にかなり無理があるんじゃないかという気もするんですけれども。

いかがいたしましょうか。

はい、どうぞ。

梅崎委員

梅崎です。やはり、総合評価といいますが、一覧表はあった方がいいとは思います。ですから、 だけが良いいというよりもそれぞれの評価がハッキリ出れば良いと思うんですが。別に が悪いという意味ではありませんし、そこになんらかの対策が必要だということであり、そのようなインデックスとして使えれば良いいと、理解すれば良いいんじゃないでしょうか。

亀山委員長

そういう考え方もあろうかと思しますので、他の皆さんいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

野見山委員

信州大学の野見山です。評価基準はあった方がいいんですけど、先ほどおっしゃった“ こうだから

を付けました”とかというその基準がわからないと、なんで がついているのか、なんで5なのか4なのかもわからない。ですから、基準を明確にして付けるのであればいいと思いますけど。ただ私もこの（一覧）表が本当に必要なのかどうかについてはちょっと懐疑的といいますか、これにひっぱられる感じがあるので、むしろこの準備書自身で判断する方がいいのかなという気はします。

亀山委員長

この の付け方がよく読んでみますと絶対評価的な と相対評価的な が混在しているんですね。こちらよりはこちらの方が良いということで の付いている場合もあるし、影響がほとんど無いからということで がついているような場合もあって、見方がかなり複雑な感じがいたします。

技術委員会としては、ここに出されたものについて意見を言わなければなりませんので、何も問題が無いということであるならばもちろんこのままで通りますし、そうでない場合についてはなんらかの意見を言う必要があるかと思えます。今回は初めてのケースですので、こういうやり方についてどういうふうを考えていったら良いかということをお意見をいただければと思います。問題になりますのは、例えば、F（案）とG（案）は総合評価はどちらも でした、ということは環境面からはあまり宜しくないというような総合評価の案が出ていくということにもなるわけですが、むしろ個別に“ここはこれが問題なんだ”ということが中に書いてあるのだから、そこに対策を十分にやっていただければそれで良いという考え方もあるかと思うんですね。ちょっと悩ましいところでもありますけれども…。

はい、どうぞ。

大塚委員

大塚です。ただいまの意見のF（案）とG（案）の関係についてなんですが、我々の方でどちらがいかという立場にないですけども、F案が出てきた経緯というのは、既存の道路を使って効率的にということも含めて、委員の方からこの案を取り入れたらどうかということでこの案をここに取り上げたということで承知はしてるんですけど。そういった中で、“影響の少ない”というかたちの の付け方なんですが、やはりちょっとわからないところが、G案とF案の例えば「植物」、「動物」、「生態系」に関してですね、F案の方が影響が少ないだろうというふうにされているんですけども、そこらへんのところの、全体を通して先ほどから御意見出ているようなかたちの の付け方ですね、ちょっと若干良くわからない部分がある。こういった取扱いをどうしたら良いかということでいろいろ御意見が出ていると思うんですが、わたくしもG案とF案で、評価の中でどちらがよいということは特に申し上げませんが、多少疑問に思う部分があるという感じはしています。

亀山委員長

今の点でいいますと、生態系のF（案）とG（案）がどう違うかということ、どちらも大事なものがあるわけですし、ただクマタカの方が法指定種だからこっちの方が大事なんだというかたちでもって相対的にみてF案の方に が付いているということなんですね。ただし、いずれにしても、もしどちらかにルートを採用としたら、それに対する対策をしなければならぬわけですから、「こちらの動物の方がえらいのだから、こちらに を付けておこう」という言い方になると少しおかしいという気もするんですね。

梅崎委員

梅崎です。少し繰り返しになりますが、今、委員長が言われたように、どちらに というよりも、それぞれの評価を書きいただければと思います。要するに、全てにおいて良いルートが選択できればいいのですが、必ずしもそういうわけにもまいりませんので、その地点でどういう対策をするのか、なにが問題なのか、ということがハッキリされることが重要です。最終的にはその項目の重み付けをどう考えるかということでの総合評価だと思います。総合評価の取りまとめにつきましては中身でもう少し議論があるかと思いますが、この表の作り方の一つの案としましては、そういう個々の絶対評価的なものの方が分かりやすいのではないかと思います。

亀山委員長

考え方としては、 を付けて比較評価をするというのではなくて、“何が問題であるか”ということだけが書かれているというやり方もあろうかと思うんですね。例えば、「大気質」のところで、A案はこういう問題がある、B案はこうだ、C案はこうだ、ということを出るだけ簡潔に書くというやり方があると思うんですね。特に問題になるようなことについて、それぞれ書いておいていただければいいのです。住民の方もこういう総括した表があると分かりやすいという点では大事なことだと思います。そういった書き方もあろうかと思うんですが。

はい、どうぞ。

塩田委員

塩田です。全体的な評価をするのはなかなか難しいとは思いますが、環境影響評価というのは、できるだけ影響が無い、影響が少ないものを案としてやる方法と、ちょっとはありそうだけでも実際に対策をしていけばさらにその環境が保全されるというようなものが、例えば の付いていない部分のところで具体的に表記出来るのであれば、少しははっきりするのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

亀山委員長

それがなかなか難しそうだなという感じはありますね。

はい、どうぞ。

陸委員

陸です。結局、最終的にどこの道路を選ぶかという時には、費用対効果ということもあると思いますので、例えばこのA案を選んだ場合には、こういうところに配慮をしなきゃいけないということが具体的に書いてあればいったいいくらそれにかかるのかということがだいたいわかると思うんですね。その時の環境対策費用とそれから実際の財政状況とのバランスで、じゃあここはこのぐらいかげられるというのが後で判断出来ると思うんです。ですから、そういうふうに見えるような記述をしておけば十分ではないかなあという気がいたします。敢えて を付けたりという必要はないと思います。

亀山委員長

や の評価は無い方がよいという意見の方が多いかと思われそうですが、事業者は何か御意見ご

ざいますか。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

木曾地方事務所林務課の山口です。この準備書を作るうえで、この総合評価の表をどうしたかたちで作ればいいのかというのは非常にやはり迷ったところでした。が付いたとしてもその各項目毎にやはり違うものなので、生活環境系と自然環境系とどちらに重みを置くかと言うことも、実際のところ判断がやはり非常に難しくてですね、あまりいいやり方では無いなと認識はしています。各路線それぞれ保全対策は確実に取るというかたちで準備書は作っていますので、どのルートを通ったとしても対策はされますし、環境への影響は少ないものとしていくということで準備書を作ってるわけです。そうした中で、今、陸委員からも費用対効果等の話もありましたけども、準備書を作るうえでは、まずは金銭的な面というものは一応外した中で評価をやってきました。今後は、今まだ複数このままあるというのは、それぞれ地元から出てきた案でして、そうした地元案のどれを採っていくというのもまだ調整がキチッとされてないところで、こうした複数のまま準備書となっています。評価書になっていく中でも、複数のルートのなかでそれぞれの影響評価を行なっていきますけども、そのなかで住民がどういう道路を望むのかということ、また住民の中で議論していただくなかでこの路線を選定していく必要があると考えています。ですので、こうしたかたちで、どちらがいいというようなかたちでこうした表を出すというのは今御意見を聞いていて、あまりいいやり方では無いかなということは今私は感じました。

亀山委員長

それでは、これにつきましては、皆さんから御指摘いただいているように、どういうところが問題になる可能性があるかということについて出来るだけ簡単に記述していただいて、そして一覧表にさせていただくということで、基本的にはここに書いている内容でよろしいと思いますけれども、はやめるということでもよろしいでしょうか。そのようにさせていただきます。

準備書の内容につきまして御意見がありましたらお願いします。中村委員には、前回ご出席いただけなかったものですから、何かございますか。

中村委員

猛禽に関して、当初、たくさんいるということで、大変心配したんですが、その後のいろんな別の場所の調査で、クマタカなどは営巣地そのものを工事するのではなくて、今回のように谷底だけに限られた場合については影響はあまり無いという他の事例がありまして、その点では、当初より私は非常に安心しています。

亀山委員長

はい、わかりました。

その他なにかございますでしょうか。はい、どうぞ。

花里委員

花里です。

今後の予定というか計画にもかかってきちゃうのかもしれないですけども、今の費用対効果という話、経済的なものはとりあえず考えていないということですが。これで具体的にルートを決めていって、い

ざ作ろうという時にやっぱり費用の問題ですね、やはりちょっとこれは無理だということになった場合には、たとえばそのなかで出来る範囲でやらなきゃいけないことになるかもしれない。そうなるもまた元に戻ってですね、やっぱりこっちのルートの方がいいんじゃないかみたいな話になる可能性はあるんじゃないかと思ってるんですけども、それについてはどうようなお考えでしょうか。

亀山委員長

すみません、先に私の考え方を言わせていただきますと、これは、事業者としては実行出来る範囲でものを考えているというのが前提だろうと思いますので、もちろん具体的な設計に入った時の費用対効果はございますけれども、路線について、そもそも“これは高いから止めます”ということは無いだろう、基本的には出来るつもりでやってるというふうに理解しておりますが、それでよろしいですね。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

地方事務所の山口です。そういうことでいいかと思えます。

こうした準備書、評価書というものを作っていく調査をやってきたということは、対策としてここに記載されたことは、どの路線を採ったとしても経済的にかかったとしても確実にやらなければいけないということですので、路線を選んでいくうえで、経済的なこともあるんですけども、事業の制度上もなかなか難しい部分もありまして、こっちを通りたいけども制度上、制度がないからなかなか付け難いかそうしたこともいろんなことがあります。今後はそうしたことも踏まえながら路線を選定していくという作業もありますので、一概に経済的にということだけでは選定できないということもあります。

花里委員

すみません、花里ですけども。そうすると例えばですね、出来るだろうということやってるんだけれどやっぱり問題が出てきて、対策をやっていくわけですよ。その時にやっぱり今までよりも費用がかかる可能性もあるわけなんですけど、これ出てきている対策は一応そういったことも含めた上で出来る範囲内での対策だということを出されてきていると理解していいですね。

亀山委員長

...というように理解してよろしいと思えます。

それでいいですよ。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

はい。

花里委員

はい、わかりました。

亀山委員長

それでは、この複数のルート案に関する比較検討結果の妥当性につきましては今のようなかたちでまとめさせていただきます。

次に資料3の意見の集約表でございますが、事務局から御説明いただきたいと思えます。よろしくお

願います。

事務局（長野県生活環境部環境自然保護課 宮尾）

環境自然保護課の宮尾でございます。資料3について御説明をさせていただきます。「準備書についての意見集約表」ということですが、これまでの技術委員会で委員の皆様方からいただきました御意見、御質問などを発言要旨欄に記載をさせていただきます。また、発言されました会議の会議録の記載ページも同じ欄に付記させていただきます。その発言の要旨が「意見」であるか、また「指摘事項」であるか、これは事務局のまったくの素案として整理させていただいております、該当する欄に をつけてございます。この意見と指摘事項につきましては、表の下欄の注のところに御説明を書いておりますが、「意見」とは、「技術委員会意見として知事に対して述べる環境保全の見地からの意見」ということですが、「指摘」ということにつきましては「準備書の記載内容に対して、用語の統一など軽微な修正を求める指摘」という分け方でございます。また「意見」又は「指摘」に該当するものにつきましては「委員会意見又は指摘（案）」というかたちで、その右側に文言を整理した欄に記載させていただきます。

「意見」と「指摘」のいずれにも がついていないものにつきましては、発言内容が、例えば他の意見と同様のものがありますと、それに集約したというかたちでこの部分については省かれているとか、単なる質問事項であるために意見として採用しないものであると、というようなもので、その場合には理由も併せて記載をさせていただいております。

その右側には参考までにこれまでのその発言に対する「事業者の回答、今後の対応・予定」として、事業者の見解を載せさせていただいております。その記載内容につきましては、それぞれの会議で配付した資料等から転記をさせていただいたものでございます。以上でございます。

亀山委員長

ありがとうございました。

ただいま御説明いただきましたように、この表はどのように作られたかといいますと、委員名がございしますが、委員から出されました発言について左側に「発言要旨」が書いてございます。それに対して、今回も含めまして、右側に「事業者の回答、今後の対応・予定」というのがございしますが、これが今回の資料にもございするように、事業者がこのように対応しますということで書かれておるわけでございます。ですから資料的には新しいものではなくて、これまでに皆さんに見ていただいたものばかりでございます。そして1ページの下に注と書いてございまして、「意見」と「指摘」と「事業者の回答、今後の対応・予定」と書いてございしますが、この「意見」というのは「技術委員会意見として知事に対して述べる環境保全の見地からの意見」で、これは知事意見に反映させるということになります。そして「指摘」というのは「準備書の記載内容に対して、用語の統一など軽微な修正を求める指摘」でございまして、これは知事意見ではなくて、部長...、これは部長名でしたっけ。

事務局（長野県生活環境部環境自然保護課 宮尾）

そうです。

亀山委員長

...部長名で事業者に対して出される意見だというふうに仕分けてございます。ということで、「委

員名」の隣りに「意見」と「指摘」と書いてございますが、 がどちらかに付いてございます。 が無いものについては、他の意見への集約または不採用として、その理由については、そこに書いてございます。事業計画の区分のNO. 1に書かれている【不採】は“ 会議の中での説明を求めるものであり準備書そのものに対する発言ではなかったので不採用とさせていただきます ”ということで、これまでのいただいた意見について集約したものをお作りいただいたわけでございます。

本日、全部これをお読みいただいて御意見いただくのは難しいかと思しますので、まずこのやり方について御了解が得られれば、それにしたがって進めさせていただきたいと思っておりますが…。

御発言いただいたことに関してお読みいただいて、これはおかしいのではないかということが、今お気づきのことがございましたら、もちろん御意見いただけたらと思っております。

中村委員

ちょっと質問いいですか。

亀山委員長

はい、どうぞ。

中村委員

前回、欠席したんですが、この検討の最初の頃にいろんな意見を私が言ったんですが、今回このまとめた意見集約というのは、そうした初期のものじゃなくて最近の会議で出た意見集約と言う意味ですか。

亀山委員長

はい、そうです。

中村委員

はい、わかりました。

亀山委員長

一応、御説明させていただきますと、前回中村先生がおっしゃられたのは方法書の段階で言われた御意見で、その方法書の段階で言われた先生の御意見を踏まえて今日の準備書が出来ていると、そんな構造になってございます。

中村委員

はい、説明ありがとうございます。

片谷委員

片谷でございます。こういう集約表は大変重要だと思います。わたくしもこういう形式の表は初めて見ましたが、それぞれ出た意見について知事意見等の中に含まれるもの、含まれないものという仕分けがこれでかなり明確になるということで、こういうものを出していただくということは大変結構な事だと思います。わたくし個人の出しました意見に関しましては、ここに記載されているとおりで異議はご

ざいません。

中村委員

あの、前回欠席したから質問ですが、この暫定版という意味はどういう意味でしょうか。

亀山委員長

それはこの場でいろいろ御意見をお伺いしたいという意味で暫定的に作られているという、そういう意味でよろしいですね。

事務局（長野県生活環境部環境自然保護課 宮尾）

はい。

亀山委員長

それでは、今後のことですが、このようなかたちでよろしいということであれば、これをもとに取りまとめをしていきたいということで、本日十分に見ていただけないかとも思いますので、この審議の内容も踏まえて事務局で意見の集約表を整理していただいて、後日、各委員に電子メールか郵送をしていただいて、再度確認をしていただくというふうにしたいと思います。そこで必要な修正を行った後に、最終的にわたくしが確認させていただきますが、県知事に提出する「技術委員会意見及び指摘事項」を確定させたいと思います。そのような手順で進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

そこで、もう一度皆さんに資料3につきましたの御意見をお伺いするという事で、事務局からメールか郵送でお送りして御意見をいただきたいと思っております。最終的にはそれをわたくしの方で確認させていただいて御一任いただければと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

先ほどの一覧表につきましたも、この表の記載の仕方については皆さんから御意見をいただきましたので、あの表（準備書5-71、5-73ページの路線比較評価結果の表）につきましたも、もう一度皆さんの方に案をお送り致しまして御意見を伺ったうえで取りまとめさせていただくということにしたいと思います。そういうやり方で取りまとめにつきました最終的な確認はご一任いただくということによろしければ進めさせていただきます。

ありがとうございました。

今後の流れにつきまして事務局から御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

事務局（長野県生活環境部環境自然保護課 宮尾）

はい、環境自然保護課の宮尾でございます。

今後の流れでございますけれども、「技術委員会意見及び指摘事項」につきましては、ただいまの、皆様方の方でも御了承いただきました手順を踏ままして、委員長に最終確認していただいて確定されます。そうしますと、され次第、これは県知事あてに御提出をいただくかたちになります。県はその内容を反映した「知事意見及び生活環境部長指摘」というものを事業者の方に述べるかたちになります。知事意見については県のホームページの方で公表させていただくかたちになります。それを踏ままして事業者は評価書を作成・提出いたしまして、その後、評価書の公告・縦覧というかたちに手続が進んでまいります。以上でございます。

亀山委員長

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですかね。それでは、御意見、御質問等がございませんようですので、議事(2)「その他」でございますが、事務局から何かございましたらお願いいたします。

(2) その他

事務局 (長野県生活環境部環境自然保護課 宮尾)

はい、環境自然保護課の宮尾でございます。

次回の会議ということでございますが、先般から御案内してございます飯田市南信濃の三遠南信自動車道青崩峠道路の方法書についてでございます。日取りも決まっております、4月19日水曜日に現地調査を含めた会議を開催させていただきます。年度の初めでもあり、また大変遠方であるために前日の宿泊が必要となることもございまして、大変御多忙の中、御迷惑をおかけすると思っておりますけれども重ねてお願いを致します。以上でございます。

亀山委員長

その他に、委員の皆様から何か御意見等、御発言ございましたらよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

片谷委員

片谷でございます。準備書に対する正式な議論の範囲外の発言ということで御理解いただきたいと思いますが、この準備書にも記載されておりますのですけれども、調査者の氏名、住所という記載がございまして、当然ながら木曾地方事務所がその代表で、受託されているのは方法書が大日本コンサルさん、現地調査がパシコン(パシフィックコンサルタンツ)さんと中央開発さんで、さらに、多分これが評価書になりますとアジア航測さんの名前がここに入るのだらうと思います。わたくし個人の考え方としましては、この受託者の氏名、住所等は出来る限り詳細に記載されることが望ましいと思っております、少なくともどのような業務を分担したのかと、現地調査というのが2社にまたがっておりますけれども、どこの会社が何をやったのかということがわからないような記載というのはあまり望ましくないのではないかと思っております。わたくし個人としては調査を担当された方のお名前まで記載するのが一番いいと思っておりますが、そのあたりはもちろん県としての方針もおありと思っておりますので、もちろん強要するつもりはございませんけれども、そういう考え方もあるということを一応参考意見的に申し上げておきたいと思っております。

亀山委員長

ありがとうございます。

これ、なかなか難しいことなんですね…。はい、どうぞ。

佐倉委員

私もちょっと全体のあれとは違うんですけど、こういうふうに路線が5つ、決定せずに全体でもって評価していくというところが、今回、非常に難しいことかなと思いました。ですから、本当は決まってしまうてそれに対してどうかというだけであれば非常に単純で、もっとじっくりとできるということもあると思うんですね。逆にこういう結果になったわけですけども、それなりにそれぞれのルートの意味が先生おっしゃったように、まとめるとこもそうですけども、それだけじゃなくて中身の意味ですね、それをキチッと残していただいて、何がまた問題点として出てくるかわかりませんので、その時にもう一度見るときに（中身の確認が）出来るような状態を残していただきたいなというふうに思います。

亀山委員長

今回は少し稀なケースでして、通常ですと方法書の段階では何案かあるかと思いますが、準備書の段階は1案に絞って出されるようなことに今後はなっていくのではないかと思います。

それから片谷委員の御意見でございますが、考え方は2つあって、請け負っているのは個人ではありませんものですから、企業として請け負っておられるて、そこにいろいろな技術を持った方々がおられて、そういう方がやっているという点で、例えばこういう技術士の方がおられるという記載でとどめるというのも1案だと思います。また具体的に調査された方というのはそれぞれにいろいろな能力を持っている方がやっておられるわけだから、それをハッキリした方がよいという考えもあろうかと思えますの。その点につきましては事務局でも御相談していただいて対応していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

その他、よろしゅうございますか。

特に御発言が無いようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきます。本日は早朝からお集まりいただきまして、御協力ありがとうございました。

事務局（長野県生活環境部環境自然保護課 白井）

どうもありがとうございました。